

10-2 職員

単位(人数:人)

年 森 林 管 理 (局) 次 署	総 数	職 群 別 人 員							休職者	非常勤 職員	常勤 作業員	処遇 常勤者
		給与法 適用者 行政職	特 管理職	例 法 適 用 者								
				総 数	非 管 理 職	普 通 職	監 視 用 務 職	医 療 職				
平成 20 年 4 月 1 日	354	指 1 3	69	281	281	-	-	-	(1) 3	22	-	-
平成 21 年 4 月 1 日	348	指 1 3	69	275	275	-	-	-	(1) 2	22	-	-
平成 22 年 4 月 1 日	347	指 1 3	68	275	275	-	-	-	(2) 5	22	-	-
平成 23 年 4 月 1 日	330	指 1 3	68	258	258	-	-	-	(2) 6	9	-	-
平成 24 年 4 月 1 日	319	指 1 3	68	247	247	-	-	-	(3) 4	9	-	-
署総数	201	-	33	168	168	-	-	-	(1) 1	6	-	-
徳島	28		5	23	23					1		
愛媛	37		6	31	31					1		
四万十	49		6	43	43					1		
嶺北	32		5	27	27					1		
高知中部	17		5	12	12				1	1		
安芸	38		6	32	32				(1)	1		
本局	99	指 1 3	30	65	65				(2) 3	2		
(香川)	19		5	14	14					1		

- 1 行政職欄の「指」は指定職で外書である。
- 2 非常勤職員は、医師及び看護婦等である。
- 3 休職者以下は、総数に含まない。
- 4 組合専従職者は、休職者欄に()外書した。
- 5 処遇常勤者は、昭和37年に定員内に繰り入れとなった者以外の作業員である。